

## 2013 MUGEN POWER Cup CIVIC One Make Race

### 競技規則

\*文中 (アンダーライン) は「MUGEN POWER Cup CIVIC One Make Race競技規則(2012年度版)」からの変更を示す。

#### 第1条 大会

2013 MUGEN POWER Cup CIVIC One Make Race(以下 MPC)は、国際自動車連盟(FIA)2013 国際モータースポーツ競技規則に準拠した 2013JAF 国内競技規則、本競技規則、各大会特別規則および各サーキット一般競技規則に従って開催される。

すべての参加者は、これらの諸規則に精通しており、これらを遵守するとともに各主催者、および競技役員の指示に従う義務を負うものとする。

#### 第2条 組織

本レースは、MUGEN POWER Cup 事務局(以下 MPCO)統括のもと、各大会主催者が社団法人日本自動車連盟(JAF)公認による「MUGEN POWER Cup CIVIC One Make Race」の名を付したレースとしてそれぞれ組織、開催する。各大会の大会組織委員会、大会審査委員会、および競技長、その他競技役員は、各大会の競技会特別規則にて公示される。

#### 第3条 大会スケジュール、レース距離および決勝出場台数

##### ①大会スケジュール

	開催日程	開催大会	開催地	周回数(距離)
第1戦	4月6日(土)~4月7日(日)	SUPER GT 第1戦	岡山国際サーキット	3.7km×15周(55.5km)
第2戦	5月11日(土)	フォーミュラ3 第2大会 併催 もてぎチャンピオンカップ 第3戦	ツインリンクもてぎ	4.8km×12周(57.6km)
第3戦	6月1日(土)	ザ・ワンメイクレース祭 2013	富士スピードウェイ	4.5km×13周(58.5km)
第4戦	9月28日(土)~29日(日)	スーパーフォーミュラ 第5戦	スポーツランド SUGO	3.7km×15周(55.5km)
第5戦	11月9日(土)~10日(日)	スーパーフォーミュラ 第6戦	鈴鹿サーキット	5.8km×10周(58.0km)

※ 第2戦(ツインリンクもてぎ)、第3戦(富士スピードウェイ)の開催日程は、土曜日に予選、決勝が行われるワンデーレースとする。

②決勝出場台数は大会特別規則に委ねられる。

#### 第4条 参加資格

ドライバーは、有効な 2013 年JAF競技運転者許可証Aクラス以上の所有者とする。

#### 第5条 参加車両、および競技番号(ゼッケン)

①参加車両は、別掲の車両規則に合致したホンダシビックTYPE R(形式:ABA-FD2)でなければならない。

②レース大会時の参加車両名は、各大会特別規則にしたがって登録されなければならない。

③競技番号は、MPCO により決定され、ドライバーに対し年間を通じ同じ番号を使用する。

表示する場所は、フード上面、左右前方ドア部分、ルーフ、およびリアの5箇所とする。但し、左右前方ドア部分はベースシート付きで、その他はナンバーのみ指定品が配布される。(MPCO無償配布 1set) なお、競技番号「1」の使用は2012年度チャンピオンドライバーに限られる。

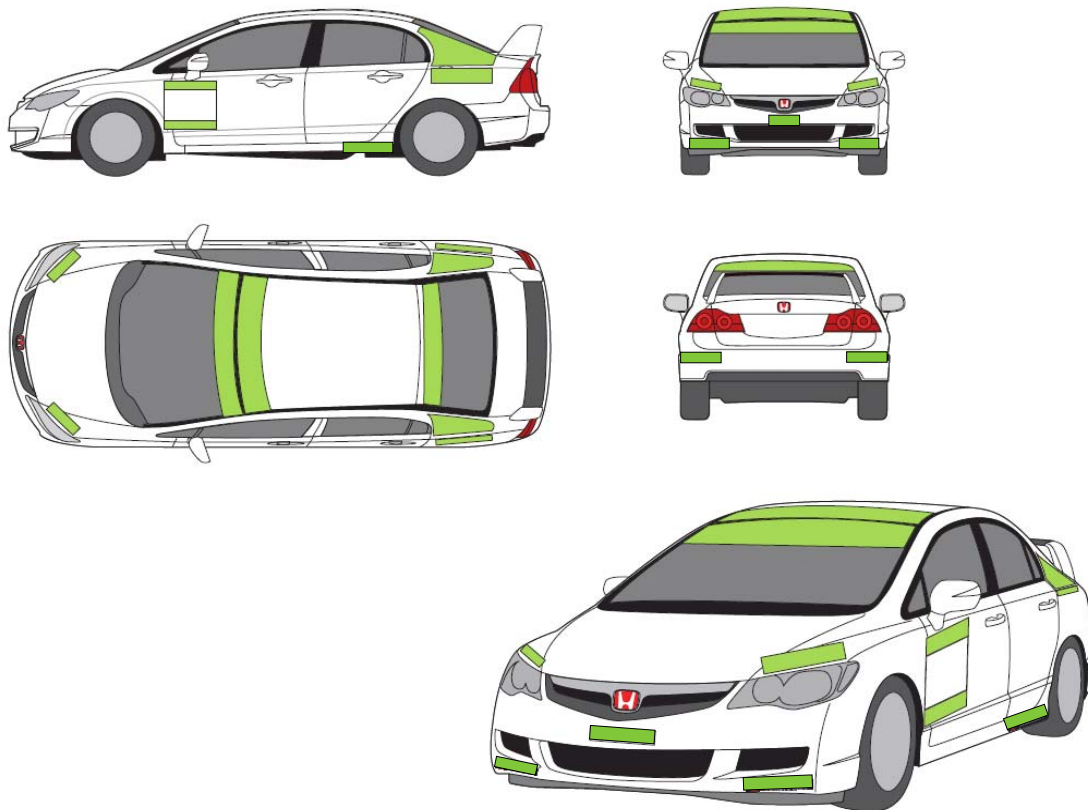
- ④車両の前後に添付されているホンダ、及びシビックTYPE R を表現するエンブレム(Hマーク、及びネーミングプレート)は、当初のままに保持されていなければならない。

MPCO から配布される指定のナンバー及びベースシート、指定のステッカーは、MPC 参加車両以外に添付することが厳重に禁止される。

#### 第6条 MPC 指定物表示スペース

参加者は、MPC および協賛各社の為に指定表示物スペースを提供しなければならない。その範囲は下図の通りとし、各添付物は指定された位置に貼付が義務付けられる。

参加者は、参加者自身による特定の広告が拒否される場合があることを、あらかじめ承諾していなければならない。



#### 第7条 参加申込み

①各主催者の指定する参加申込み期間に、所定の手続きに従って参加申込みを行わなければならない。

②参加申込み先

第1戦

岡山国際サーキット レース事務局

〒701-2612 岡山県美作市滝宮 1210

TEL. 0868-74-3311 FAX. 0868-74-2600

#### 第2戦

ツインリンクもてぎ レース事務局  
〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町大字松山 120-1  
TEL. 0285-64-0200 FAX. 0285-64-0209

#### 第3戦

富士スピードウェイ レース事務局  
〒410-1307 静岡県駿東郡小山町中日向 694  
TEL. 0550-78-2613 FAX. 0550-78-1901

#### 第4戦

スポーツランド SUGO レース事務局  
〒989-1394 宮城県柴田郡村田町菅生 6-1  
TEL. 0224-83-3111 FAX. 0224-83-3129

#### 第5戦

鈴鹿サーキット レース事務局  
〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町 7992  
TEL. 059-378-3405 FAX. 059-378-3625

### 第8条 参加料、および保険

#### ①参加料

1台につき¥52,500(税込み)

#### ②保険

ドライバーは900万円以上、ピットクルーは400万円以上の当該レースに有効な保険に加入していなければならない。既に加入済みの場合は、その旨大会主催者に申告するものとする。上記金額に満たない場合はその不足分について、各主催者の指定する保険に必ず加入しなければならない。

### 第9条 レース

- ①レースは定位置からのグリッドスタートとする。スタートの方法、手順は各大会特別規則による。
- ②完走周回数は優勝者の周回数の70%以上とし、少数点以下は切り捨てられる。
- ③公式予選基準タイムは、当該レース公式予選上位3台のベストタイムの平均値に130%を乗じたものとする。
- ④レース成立周回数は、当初のレース周回数の60%以上とする。また、30%未満の場合は不成立とし30%~60%未満の場合は成立するが、シリーズポイントは50%に制限される。但し、各大会賞金は30%以上であれば全額支払われる。
- ⑤公式予選不通過者の決勝レース出場に対する最終判断は、当該大会審査委員会に委ねられる。

### 第10条 タイヤ(スリックタイヤ規定)

- ①公式予選に使用できるスリックタイヤは4本までとする。また、決勝レーススタート時にスリックタイヤを使用する場合、これら4本を使用しなければならず、いずれの場合も4本が同時に装着されていなければならない。
  - ①-1 4本のスリックタイヤはコンプリートホイール状態にて、大会技術委員によって指定のマーキングが実施される。このマーキングは、大会スケジュールに発表された公式予選前の公式車両検査時間内に行われる。

- ①-2 タイヤマーキングは、以下②の場合を除き前項時間以外には行われぬ。
- ② 公式予選時および予選終了後等において、マーキングタイヤ一本または複数に、何らかの事由による交換が必要となった場合、当該エントラントの申請により大会技術委員長承認のもと交換が認められる。但し、公式予選で達成された当該エントラントのスターティンググリッドが失われることを条件とする。また、この場合のタイヤ交換申請に対する時間的制限は、公式予選終了後 30 分以内とする。
- ③ マーキングタイヤの交換におけるスターティンググリッド失効は以下の通りとする。
- ③-1 公式予選出場台数が公式予選通過台数と同数、またはそれ以下の場合、予選で獲得した自己のグリッドを失い、最後尾グリッドからのスタートが理由の如何を問わず条件とされる。ただし、当初の獲得グリッドより 5 グリッド以内に最後尾グリッドがある場合はピットスタートとする。
- ③-2 公式予選出場台数が公式予選通過台数を上回っている場合、③-1 と同様とするが、この場合のタイヤ交換を行ったチームの処遇は公式予選タイム抹消ではなく、決勝レースグリッド位置のみが失われ最後尾グリッドとされるものである。よって、決勝レース出場は確保される。
- ③-3 グリッド失効による空グリッドについては保持され、後続グリッドの繰り上げは行われぬ。
- ④ マーキングタイヤの組み換え作業は禁止される。ただしホイール等に起因するやむを得ない不具合に限り大会技術委員長承認のもと作業が許可される。なおタイヤの裏組(左右を逆に組み直す)は認められぬ。
- ⑤ 公式予選終了後、使用スリックタイヤに異常が認められ、かつその異常が指定タイヤメーカー タイヤサービスによって「製造過程での不具合に起因した可能性が高い」と判断された場合、特例としてそのタイヤを新品タイヤに交換することが認められる。
- ⑤-1 この場合処置は、当該タイヤを交換するのみで、当該予選結果は当初の結果が保持される。新品タイヤへの交換は、無償にて行われる。
- ⑤-2 前記のような状況が決勝レース中に生じた場合は、当該タイヤを無償にて新品に交換するのみとし、決勝レース結果には影響を及ぼさないものとする。

#### 第 11 条 車両交換の禁止

公式車両検査に合格した車両は、車両の交換、またはエンジンおよびトランスミッションのアッセンブリー交換が禁止される(各部品アッセンブリーの定義は MPCO が定める)。

やむを得ない事由で交換(車両以外 エンジン、ミッションに限る)、しなければならない場合、当該エントラントの申請による大会技術委員長、大会競技長 承認のもと、大会審査委員会が許可したものに限り認められる。ただし、公式予選で達成された当該エントラントのスターティンググリッドが失われる事を条件とし、最後尾グリッドからのスタートが理由の如何を問わず条件とされる。なお、当初の獲得グリッドより 5 グリッド以内に最後尾グリッドがある場合はピットスタートとする。その際グリッド失効による空グリッドは保持され、後続グリッドの繰り上げは行われぬ。

またこの場合のエンジン、およびトランスミッション交換の申請に対する時間的制限は、公式予選終了後 30 分以内とする。

#### 第 12 条 罰則

- ① 本規則、各大会特別規則および公式通知で定められた規則に対する違反の罰則は、大会審査委員会が決定し、違反者に通告される。
- ② 決勝レース中に課す罰則は、次の2つのタイムペナルティとする。ただし、当該表示後 3 周回をもってしてもタイムペナ

ルティーを規定通り実行できない場合、当該違反者は失格とし、そのレースから除外される。なお、タイムペナルティー表示後、3 周回を過ぎる前にレースが終了された場合、当該違反者は競技結果に 1 分が加算されるものとする。

②-1 ドライビングスルーペナルティー

- ・コントロールライン付近にて「競技車両番号+D」(Dは黒地に黄文字)ボードが提示される。
- ・当該競技車両は、3 周回以内にピットインし、自己のピットに停止することなくピット出口からコースに復帰しなければならない。

②-2 ペナルティーストップ

- ・コントロールライン付近にて「競技車両番号+P」ボードが提示される。
- ・当該競技車両は 3 周回以内にピットインし、ペナルティーストップエリアに少なくともタイムペナルティーとして課せられた時間停止した後、ピット出口からコースに復帰しなければならない。自己のピットに停止することは許されない。

## 第 13 条 賞典

①大会賞典(消費税/源泉税込み)

①-1 入賞賞典

1 位	賞金	¥200,000	カップまたはトロフィー
2 位	賞金	¥100,000	カップまたはトロフィー
3 位	賞金	¥50,000	カップまたはトロフィー
4-6 位	賞金	¥30,000	カップまたはトロフィー
賞金合計		¥440,000	

\*各大会賞金は参加台数を問わず上位 6 位までに授与される

入賞賞典 御協賛各社(敬称略)

- ・横浜ゴム 株式会社
- ・株式会社 オートバックスセブン
- ・株式会社 東京発条製作所
- ・ブリッド 株式会社

①-2 カスタマー賞典(消費税/源泉税込み)

協賛メーカーの製品を使用し且つステッカーを車体に貼付し、無限パワーカップ事務局へ登録をされたエントラントに対し、決勝完走者上位エントラントに授与される賞典。

1 位	賞金	¥22,274
2 位	賞金	¥16,706
3 位	賞金	¥11,137

カスタマー賞典 御協賛各社(敬称略)

- ・株式会社 プロジェクトミュー
- ・株式会社 エンドレスアドバンス
- ・有限会社 制動屋

②シリーズ賞典(消費税/源泉税込み)

1 位	賞金	¥1,000,000
2 位	賞金	¥500,000

3 位 賞金 ¥200,000  
4-6 位 賞金 ¥100,000  
賞金合計 ¥2,000,000

シリーズ賞典 御協賛各社(敬称略)

- ・横浜ゴム 株式会社
- ・株式会社 オートボックスセブン
- ・株式会社 東京発条製作所
- ・ブリッド 株式会社

#### 第 14 条 シリーズポイント

各大会の決勝順位により、シリーズポイントが与えられる。

1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10 位	11 位	12 位	13 位	14 位	完走者
20	15	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

#### 第 15 条 シリーズポイントの集計

- ①シリーズポイントの集計は、獲得した全てのポイントを合計するものとする。
- ②同ポイントの場合は、上位入賞回数の多いものを優位とする。さらに同じ場合は、最終戦の成績による。前記においても同じ場合は、シリーズ参加回数の多いものを優位とするが、さらに同じ場合は MPCO がこれを決定する。  
ただし、シリーズ中に当該大会審査委員より罰則(ペナルティ)を受けたドライバーは、上記に係らず同ポイント中最下位とされる。
- ③当該レースによって失格した場合シリーズポイントは獲得出来ないが、過去に遡ってシリーズポイントが剥奪されることは原則としてない。但し、失格の裁定を為した当該大会審査委員会の審議結果を考慮して、例外的にそれまでに獲得したシリーズポイント全てを剥奪するまで罰則が遡及される場合もある。

#### 第 16 条 競技会会場(サーキット)での無線通信

予選、決勝レース時におけるドライバー(競技車両)との無線通信設備(携帯電話、トランシーバー等を含む)の使用は禁止される。その他の使用に際しては、各大会特別規則および各サーキット一般競技規則に従うものとする。

#### 第 17 条 ドライバー装備品

- ①ドライバーは、各サーキット一般競技規則および各大会特別規則に合致した装備品の着用が義務付けられる。
- ②2013JAF国内競技車両規則 第4編 付則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則」に合致した以下の装備品について、ドライバーの安全性確保の為に使用される事を強く推奨する。
  - ・耐火炎アンダーウェア
  - ・耐火炎ソックス
  - ・「頭部および頸部の保護装置(FHRシステム)」

#### 第 18 条 本規則に記載されていない事項

本競技規則に記載されていない事項については、MPC ブルテン、各大会特別規則および大会公式通知によって示される。